

認定こども園ふじなみ幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 専勝寺学園
所 在 地	八女市黒木町今 422
電 話 番 号	0943-42-0279
代表者氏名	理事長 月足 彰

2 利用施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園	
施設の名称	認定こども園 ふじなみ幼稚園	
施設の所在地	八女市黒木町桑原 978-1	
連絡先	電話番号 0943-42-3155 FAX 0943-42-3159	
管理者	園長 月足 彰	
対象児童	認定こども園法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 教育・保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	満3歳以上の児童 (1号)	60人
	満3歳以上の児童 (2号)	3人
	満6ヶ月以上満3歳未満の児童 (3号)	17人
開設年月日	平成27年4月1日	

3 サービスの目的・運営方針

認定こども園ふじなみ幼稚園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 登園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	3,283.00 m ²
	園 庭	1,051.96 m ²
園 舎	構 造	S 造平屋立
	延べ面積	849.62 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	
ほ ぶ く 室	1 室	
保 育 室	4 室	うさぎ組(2 歳以上保育室)、ひよこ組(満 3 歳児クラス)、かもめ組(満 4 歳児クラス)、ひばり組 (満 5 歳児クラス) について各 1 室
遊戯室 (ホール)	1 室	
調 理 室	1 室	
多 目 的 室	1 室	
保 健 室	1 室	

5 職員の設置状況

園長	副園長	主 任 保育教諭	保育教諭	保育士	栄養士	調理員
1	1	1	3	8	1	1

当園では、「八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成 26 年八女市条例第 25 号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園長・副園長	正規の勤務時間 (8:30~19:00)
主任保育教諭	正規の勤務時間 (7:30~19:00)
保 育 教 諭	正規の勤務時間 (7:30~19:00)
保 育 士	正規の勤務時間 (7:30~19:00)

※ローテーションにより各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

(1) 教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

ただし、年末年始（12月28日から1月4日）・盆（3日間）及び祝祭日は休園となります。

なお、長期休業期間・土曜日は自由登園となります。

(2) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月28日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 教育・保育を提供する時間

支援認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

教育時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時00分から15時00分までの範囲内で教育を提供する時間となります。（実際に教育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他の教育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。）

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合は、9時から17時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に協議します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時半から9時まで又は17時から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する教育・保育等の内容

登園は、幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月 31 日文科告第 62 号）及び保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労国第 117 号）等を踏まえ以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

（2）年長クラスは茶道教室、幼稚園部は英語指導教室及び体操教室を実施し、礼儀作法・英会話・運動機能の発達等を支援しています。

（3）食事の提供

児童の年齢に応じて以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食 (2・3号のみ)	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談下さい。

（4）その他

9 利用料金

（1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

（2）教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（1）利用乳幼児が小学校に就学したとき

（2）児童の保護者が、認定こども園法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったときその他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	富田医院
院長名	富田 尚文
所在地	八女市黒木町黒木87-1
電話番号	9043-42-0173

(2) 歯科

医療機関の名称	みやぞの歯科
院長名	宮園 啓治
所在地	八女市黒木町桑原811-1
電話番号	0943-42-3232

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 副園長・主任 ・ご利用時間 8:30～18:30 ・電話番号 0943-42-3155・0943-42-0279 (事務所) F A X 0943-42-3159・0943-42-0913 (事務所) 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
苦情解決責任者	月足 彰	園長 (施設長)
第三者委員	伊藤 正雄	電話番号 0943-42-3802 役職 学識経験者
	原 勝子	電話番号 0943-42-1984 役職 民生委員児童委員
福岡県運営適正化委員会	住所 福岡県春日市原町三丁目1-7	
	電話番号 092-915-5311	

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火に訓練は、毎月1回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独) 日本スポーツ	三井住友海上火災保険(株)
保険の内容	災害共済給付	普通傷害保険
保 険 金 額	285 円～365 円	800 円

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

単位：円

内 容	単 位	1号	2号	3号
		金 額	金 額	金 額
施 設 維 持 費	月	1,500	1,000	1,000
教 材 費	月	1,000	500	500
特 別 教 育 費 (英語・茶道各講師による指導)	月	1,000		
諸 経 費	月	1,000	1,000	1,000
給 食 費 (幼稚園部 月～金) (保育園部 月～土)	月	主食費 1,500 (八女市児童は補助有) 副食費 5,000	保育料に含まれる 満3歳児： 同上 3歳児： 副食費 5,000	保育料に含まれる

・在籍者は出席の有無にかかわらず毎月10日迄にその月分を納入しなければならない。

2 預かり保育

幼稚園部

【時間】

月曜日～金曜日 15:00～19:00

土曜日 7:30～18:00

【料金】

1回500円／1ヶ月5,000円

おやつ代 1ヶ月1,000円

保育園部

【時間】

月曜日～金曜日 18:30～19:00

・保育標準時間 最長11時間まで

・保育短時間 最長 8時間まで

【料金】

最長時間を超えた場合は、1時間につき100円頂いております。

※閉園時間を過ぎた場合は1回につき500円。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり重要事項説明書に基づき説明を行いました。

施設名：認定こども園ふじなみ幼稚園

説明者職名：園長 氏名 月 足 彰

私は、本書面に基づいて認定こども園ふじなみ幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： _____

児童氏名： _____

保護者氏名： _____ (印)

児童から見た続き柄： _____